

●香川県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月29日

香川県監査委員	仲山省三
同	鍋嶋明人
同	宮本欣貞
同	都村尚志

第1 監査対象団体 穴吹エンタープライズグループ

- 1 監査対象年度 平成21年度
- 2 監査実施年月日 平成23年1月28日
- 3 県の委託金の額 203,433,000円
- 4 事業の概要

当グループは、指定管理者として香川県県民ホールの施設の維持管理及び文化事業の企画運営業務を実施している。

5 監査の結果

香川県県民ホールの管理業務に係る出納その他の事務については、その協定書に沿って執行されているものと認められた。

第2 監査対象団体 瀬戸内国際芸術祭実行委員会

- 1 監査対象年度 平成20年度から22年度まで
- 2 監査実施年月日 平成23年2月9日
- 3 県の負担金の額
平成20年度 10,000,000円
平成21年度 50,000,000円
平成22年度 130,704,000円

4 監査の結果

負担金に係る出納その他の事務については、次の指摘事項を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、都村尚志監査委員は監査に加わらなかった。

指摘事項

作品鑑賞パスポート及び前売引換券について、受払簿を整備するなど管理の適正を期す必要があった。